

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島  
世界自然遺産地域  
包括的管理計画（改定案）

2025年●月●日改定

環境省・林野庁・文化庁  
鹿児島県・沖縄県  
奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町  
徳之島町・天城町・伊仙町  
国頭村・大宜味村・東村  
竹富町

## 目次

1.はじめに .....	1
2.計画の基本的事項 .....	2
(1) 計画の目的 .....	2
(2) 計画の対象範囲 .....	2
(3) 計画の構成 .....	6
(4) 計画の進捗管理及び見直し .....	7
3.本世界自然遺産地域の顕著な普遍的価値 .....	8
(1) 概要 .....	8
(2) クライテリア .....	8
(3) 完全性 .....	9
4.全体目標 .....	10
5.管理の基本方針と管理目標 .....	11
(1) 希少種への人為的影響の防止 .....	11
(2) 外来種による影響の排除・低減 .....	13
(3) 適切な観光管理による持続可能な観光の実現 .....	14
(4) 気候変動による影響または予兆の早期把握 .....	17
(5) 保護制度の適切な運用 .....	18
(6) 地域のくらし・産業との両立 .....	18
(7) 地域社会の参加・協働による保全管理 .....	21
6.適切なモニタリングと情報の活用 .....	24
(1) 遺産地域の顕著な普遍的価値のモニタリング .....	24
(2) 保全・管理に係る各種事業の実施状況の確認 .....	24
(3) 研究調査・長期モニタリング .....	24
(4) 緊急的な調査 .....	25
7.管理の実施体制 .....	26
(1) 関係者の連携のための体制 .....	26
(2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制 .....	27
(3) 個別管理機関の役割 .....	27
(4) 情報発信と普及啓発 .....	29
8.過去の改定経緯 .....	31

## 【別添】

- 別添 1. 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画 .....
- 別添 2. 地域別の行動計画 .....
- 2-1 : 奄美大島行動計画 .....
- 2-2 : 徳之島行動計画 .....
- 2-3 : 沖縄島北部行動計画 .....
- 2-4 : 西表島行動計画 .....

## 【参考資料】

- 参考資料 1 : 管理計画に関連する法令、条例、計画等の一覧及び概要 .....
- 参考資料 2 : 「地域連絡会議」構成行政機関一覧 .....
- 参考資料 3 : 「奄美大島部会」、「徳之島部会」、「沖縄島北部部会」、「西表島部会」構成  
機関・団体一覧 .....
- 参考資料 4 : 世界自然遺産登録地の概要
- 参考資料 5 : 第 44 回世界遺産委員会決議 44 COM 8B.5 に係る奄美大島、徳之島、沖縄島北  
部及び西表島の保全状況報告 .....

## 1. はじめに

世界自然遺産地域（以下、「遺産地域」という）を含む琉球列島は、九州南端と台湾との間の海域に位置し、北東から南西方向に弧状につながる長さ約1,200kmの島嶼群である。遺産地域である「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」は、中琉球の奄美大島、徳之島、沖縄島北部、南琉球の西表島の4つの地域を構成資産とする「連続性のある資産」として、2021年に世界自然遺産として登録された。

本資産の主要な価値は、琉球列島の地史を反映した中琉球と南琉球における独自の生物の進化、種分化を背景に、イリオモテヤマネコ、ノグチグラ、アマミノクロウサギ、ヤンバルクイナなどIUCNレッドリストの絶滅危惧種を含む陸生動植物にとってかけがえのない生息・生育地となっており、国際的な生物多様性の生息域内保全にとって極めて重要な自然の生息・生育地を包含した地域となっていることである。

遺産地域が位置する奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島はいずれも有人島であり、住民生活が営まれている。固有種・希少種等が生息・生育する環境と住民生活や産業活動の場が非常に近接し、また一部は重複する場合もあるが、地域の自然資源を利活用した文化や産業が育まれており、その中で顕著な普遍的価値（以下、「遺産価値」という）が維持されてきたことが特徴でもある。したがって、本遺産地域の保全・管理に当たっては、地域社会との連携や持続可能な利用との両立が重要となる。

また、「連続性のある資産」を構成する4つの島の5つの構成要素（徳之島は2つの構成要素）は地理的に分離しており、2県12市町村という多くの行政区にまたがっていることから、個々の構成要素の保全・管理を多くの主体が連携して行うための管理体制の確立も不可欠である。

このように、世界的にみても類いまれな価値を有する奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の自然環境を人類共通の資産と位置づけ、地域特性を踏まえつつ、より良い形で後世に引き継いでいくため、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域包括的管理計画（以下、「本計画」という）を策定した。

本計画は2016年の推薦時に策定され、2018年の登録延期勧告を受けて初回改定を行った後、2021年に世界自然遺産として登録されたことを受け、また、第44回世界遺産委員会決議44 COM 8B. 5の4つの要請事項に対応する保全状況報告の内容も反映させるため、2025年（予定）に2回目の改定を行った。

## 2. 計画の基本的事項

### (1) 計画の目的

本計画は、遺産地域、緩衝地帯及び周辺管理地域の自然環境の保全及び持続可能な利用等に係る各種制度を所管する管理機関<sup>\*</sup>が、地域住民、観光事業者、農林漁業者、研究者、地域団体、その他来訪者等の様々な関係者と緊密な連携・協力を図ることにより、当該地域の自然環境の保全・管理を適切かつ円滑に進めるために、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本の方針を明らかにするものである。

※管理機関：環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、沖縄県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、徳之島町、天城町、伊仙町、国頭村、大宜味村、東村、竹富町

### (2) 計画の対象範囲

本遺産地域は、奄美群島に属する奄美大島、徳之島、沖縄諸島に属する沖縄島北部、先島諸島に属する西表島から構成される「連續性のある資産」を有する地域である（図1）。これらの遺産地域に加え、その遺産価値の維持に資するため、緩衝地帯及び周辺管理地域を含めた地域を本計画の「計画対象区域」とする。

なお、計画対象区域は、下記及び図2のとおりである。

#### ○世界自然遺産地域

- ・完全性の条件<sup>1</sup>を含む遺産価値を有するとして、世界遺産委員会が世界遺産一覧表に記載した世界自然遺産登録地域。
- ・世界自然遺産登録時の状況が将来にわたって維持又は強化されるよう、国による適切な法的保護担保措置を施す地域。主に、国立公園の特別保護地区、第1種特別地域又は森林生態系保護地域の保存地区に指定されている。さらに、これらに加えて、国指定鳥獣保護区、天然記念物に指定されている。

#### ○緩衝地帯

- ・遺産地域に直に接し、遺産地域をおおよそ包むように位置し、資産とその保護を支える機能をもつ地域及び特性が含まれる地域。
- ・世界自然遺産として登録された資産の効果的な保護を目的として、法的または慣習的手法等によって補完的利用及び開発の規制を行う地域。主に、国立公園の第2種特別地域又は森林生態系保護地域の保全利用地区等に指定されている。

#### ○周辺管理地域

- ・遺産地域や緩衝地帯の周辺地域であって、法的または慣習的手法等による保全・管理、外来種対策、希少種対策、遺産地域の保全に係る普及啓発や、地域の文化・産業の振興

<sup>1</sup> 顕著な普遍的価値を示すための要素がそろい、適切な面積を有し、開発等の影響を受けず、自然の本来の姿が維持されていること。本遺産地域に関しては「3. (3) 完全性」を参照。

等を含めた持続可能な観光利用の促進をはじめとし、資産を維持又は強化するため若しくは資産の保全・管理上必要な取組を、地域社会との協働のもと実施する地域。

- ・上記については、広域的な取組が必要であることから、奄美大島、徳之島、沖縄島北部については、関係する市町村の行政区を、西表島については、島全体を基本として、周辺管理地域を設定する。

なお、沖縄島北部では米軍北部訓練場が遺産地域に隣接する。当該訓練場における自然環境に関しては、「5. 管理の基本方針と管理目標」の「(7) 地域社会の参加・協働による保全管理」で詳述するとおり保全管理が図られており、遺産地域に対する重要な実質的緩衝地帯として機能し、景観の連続性に貢献し、固有種・絶滅危惧種の重要な生息地・生育地を提供している。

図1 全体位置図

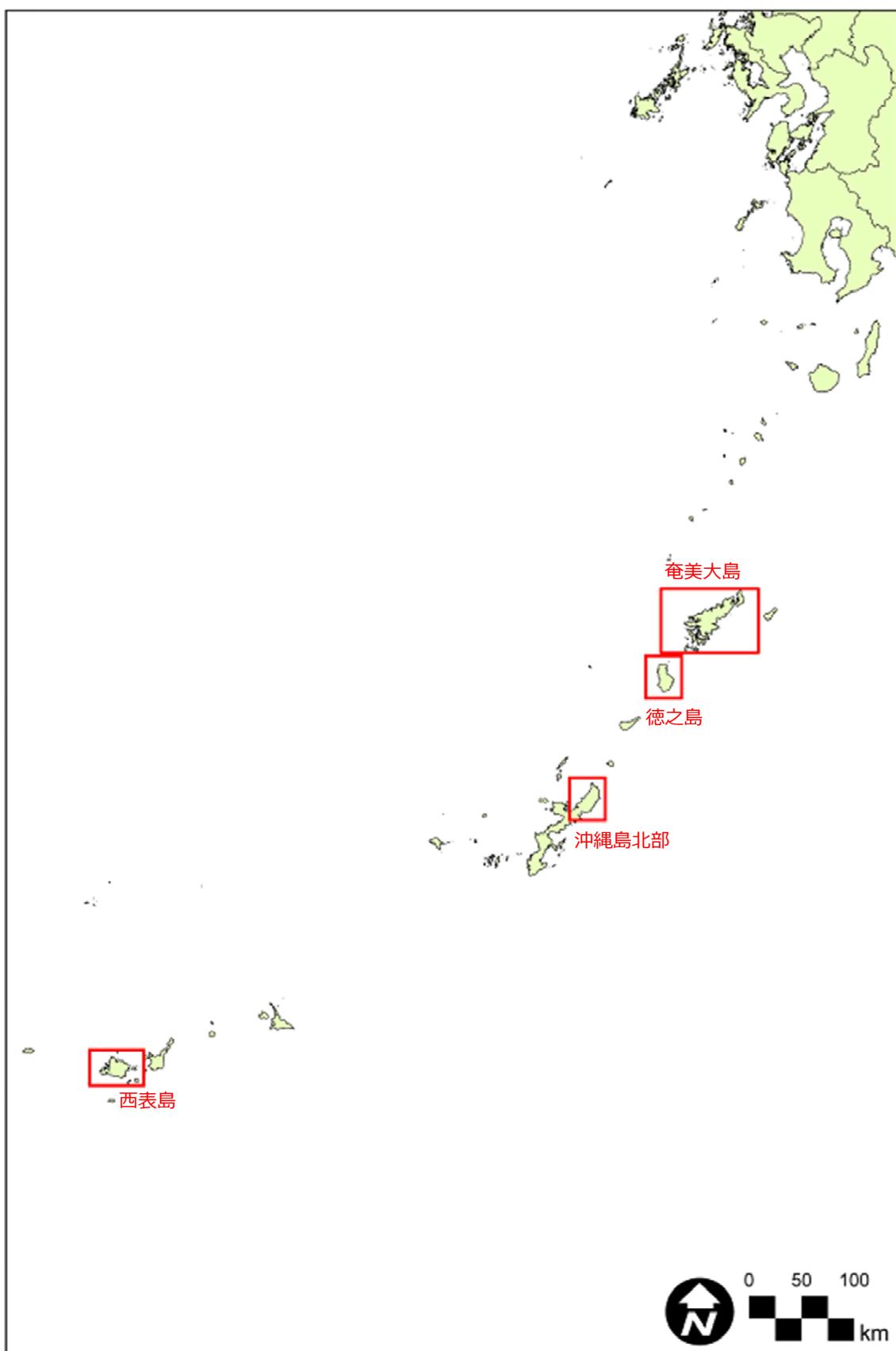
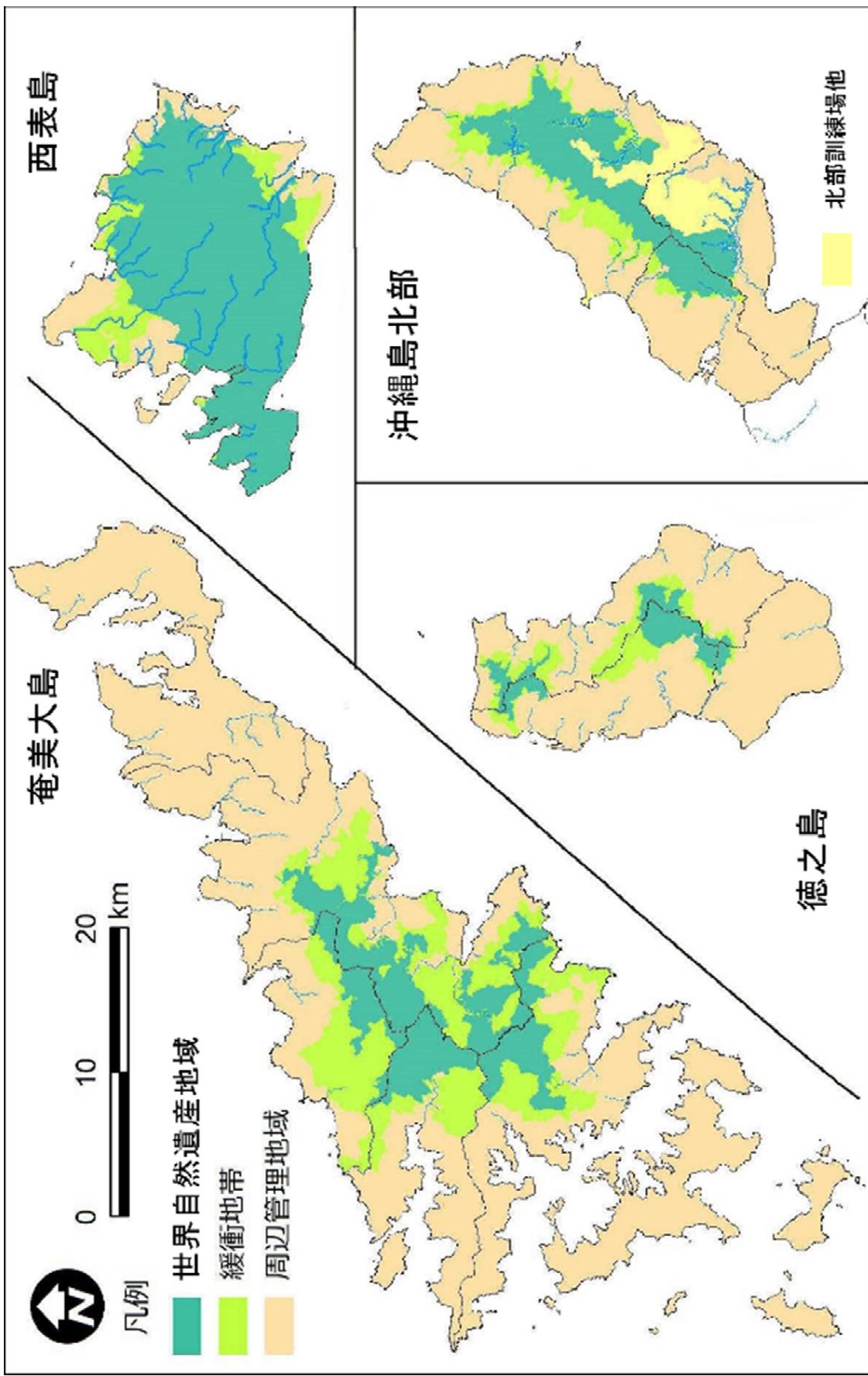


図2 計画対象区域（全島）



### (3) 計画の構成

遺産の構成資産は4つの島に分布し、2県12市町村という多くの行政区にまたがっている。そのため、自然環境や地域の歴史・文化、社会的状況の違いにより、保全・管理上の課題もそれぞれ異なっている。また、計画対象区域内は、保護地域や国内希少野生動植物種の指定など国内法令等に基づく各種制度により複層的に保護されており、それぞれの制度を所管する管理機関が相互に連携しつつ、円滑に各種制度の運用を図っていく必要がある。

この様な状況を踏まえ、管理機関が連携して効果的な保全・管理を図るために、本計画においては4地域に共通する全体目標や管理の基本方針と管理目標を示し、更に本計画の下に、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域モニタリング計画（以下、「モニタリング計画」という。別添1）、地域別の行動計画（奄美大島行動計画、徳之島行動計画、沖縄島北部行動計画、西表島行動計画。別添2-1～4）を定めることとする。

地域別の行動計画では、本計画に示された全体目標や、管理目標の下、4地域それぞれの特性と課題を踏まえて、実施すべき取組事項を抽出し、その具体的な内容、実施時期、役割分担を示す。

本計画と地域別の行動計画、モニタリング計画との関係性及び各計画の構造は図3に示したとおりであり、これらの計画を一体のものとして、相互に連動させながら運用することにより、4つの地域で構成される「連続性のある資産」の一体的管理を実現する。

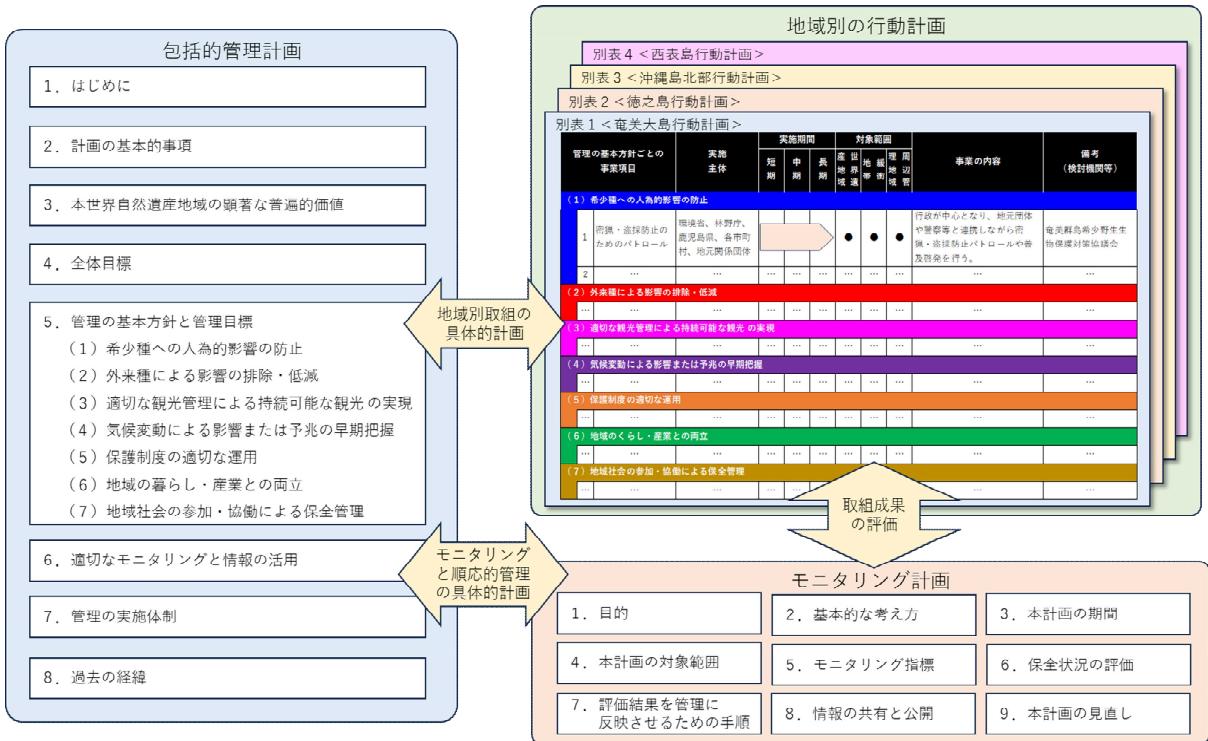


図3 計画の構成

#### (4) 計画の進捗管理及び見直し

本計画は、おおむね10年先を見据えた管理の目標と方針を示しており、また、自然環境や社会状況の変化を踏まえ、5年を目途に点検し、必要に応じて見直しを行う。

地域別の行動計画については、計画の実施時期を短期（3年以内）、中期（4～6年程度）、長期（7～10年程度）の3段階に区分し、毎年、進捗状況の点検を行い、5年ごとに必要に応じて見直しを行う。

モニタリング計画についても、原則5年ごとに必要に応じて見直しを行う。

それぞれの計画の見直しにあたっては、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島のそれぞれの行動計画に基づく取組の実施状況、管理目標とそれらに対応するモニタリング指標に関するモニタリング結果の評価、並びに科学委員会からの科学的知見に基づく助言等を踏まえるものとする。

なお、進捗管理及び見直しの体制については、「7. 管理の実施体制」に記載する。

### 3. 本世界自然遺産地域の顕著な普遍的価値

本遺産地域は2021年7月の世界遺産委員会において、以下に示すクライテリア及び完全性のもとづいて世界遺産一覧表に記載された。世界遺産委員会で決議された評価の内容は次のとおり。

#### (1) 概要

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」は、4つの島の5つの構成要素（徳之島は2つの構成要素）からなる計42,698haの陸域のシリアル資産である。本遺産地域は、黒潮や亜熱帯高気圧の影響を受け、温暖・湿潤な亜熱帯気候を呈し、主に常緑広葉樹の亜熱帯多雨林に覆われている。

後期中新世に沖縄トラフが形成されたことで、ユーラシア大陸から島弧が分離し、小さな島々からなる列島が形成された。陸生生物はこれらの小さな島々で隔離され、独特で豊かな生物相を形成するように進化した。本遺産地域に含まれる島々には、これらの島間や隣接する陸地との間を渡ることができなかった陸生脊椎動物群や植物の固有種の例が多く見られる。

このように本遺産地域は、多数の固有種や地球規模での絶滅危惧種の保護のために、世界的に高い価値を有しており、列島の中部（中琉球）と南部（南琉球）の独特で豊かな生物多様性の生息域内保全にとって、極めて重要な自然の生息地を包含している。

#### (2) クライテリア

該当するクライテリア（評価基準）：(x) 生物多様性

本遺産地域は、遺産地域が位置する列島の中北部および南部の独特で豊かな生物多様性の生息域内保全において、極めて重要な自然の生息地を包含している。遺産地域を構成する5つの構成要素は、地球規模の生物多様性の保全に最も重要であると考えられる200のエコリージョンのうちの1つに含まれている<sup>2</sup>。本遺産地域の亜熱帯多雨林は、この地域に残る最大規模のもので、非常に豊かな動植物が生息・生育している。例えば、少なくとも1,819種の維管束植物、21種の陸生哺乳類、394種の鳥類、267種の陸水性魚類、36種の陸生爬虫類、21種の両生類が生息・生育している。これらには、生物多様性ホットスポットである日本の陸生脊椎動物の約57%が含まれており、このなかには日本固有の脊椎動物の44%、日本の脊椎動物における国際的な絶滅危惧種の36%も含まれている。

IUCNレッドリストに記載されている絶滅危惧種には以下のようなものがある：奄美大島と徳之島のみに分布し、1属1種で、世界に近縁種がないアマミノクロウサギ；沖縄島北部の固有種である非飛翔性のヤンバルクイナ；3つの島に生息し、各島に固有の3種で固有属を形成するトゲネズミ；西表島にのみ生息するイリオモテヤマネコ。

<sup>2</sup> エコリージョンとは、生態系の大きなつながりを地理的にとらえたもの。WWFが、①種の多様性、②固有性、③特異性、④生態学・進化学的に特異な現象が見られる、⑤地球規模で珍しいタイプの自然環境の5つの基準に沿って、世界の中で優先的に保全すべき約200箇所のエコリージョン「グローバル200」を選定しており、本遺産地域を含む南西諸島の陸域が「Nansei Shoto Archipelago Forests」として選定されている。

多くの分類群で種分化と固有化のレベルは高い。例えば、維管束植物では188種、昆虫類では1,607種が本遺産地域の4つの島の固有種である。また、陸生哺乳類(62%)、陸生爬虫類(64%)、両生類(86%)、淡水性カニ類(100%)では高い固有種率を示している。独特の進化を遂げた地球規模の絶滅危惧種(EDGE種)として、オキナワトゲネズミ、リュウキュウヤマガメ、クロイワトカゲモドキなど20種が特定されている。

### (3) 完全性

本遺産地域は、中琉球と南琉球を最も適切に代表しており、世界の生物多様性のホットスポットの一つである日本で最も豊かな生物相を含んでいる。5つの構成部分の境界は、遺産地域全体が厳格に保護され、重要な価値を含み、可能な限り全般的に高いレベルの連続性を示すように慎重に選定されている。本遺産地域の遺産価値の属性を支えるために緩衝地帯を積極的に管理すること、森林伐採などの活動が悪影響を引き起こさないようにすることが重要である。

本遺産地域を含む4つの島々は、手付かずで<sup>3</sup>連続した亜熱帯多雨林を有する山地や丘陵地で構成されており、列島の中部と南部における、約90%の在来種、固有種、および国際的な絶滅危惧種にとって安定した生息・生育環境を確保している。自然に機能している重要な淡水システムがあるが、ハードで人工的なインフラによって影響を受けている自然の価値もあり、より自然な機能に回復させることも可能である。

本遺産地域の5つの構成要素には、手付かずの亜熱帯林やその他の生息地があり、その中には相当な広さの区域も多く含まれている。これらは、固有種・絶滅危惧種の最も重要な現在および潜在的な分布域を含むように選定されており、本遺産地域の遺産価値を表す重要な属性となっている。

---

<sup>3</sup> 本章の冒頭で記載したように、ここに記載したクライテリア及び完全性は、世界遺産委員会委員会の決議文書に記載されたものであるため、当該箇所は「intact（手付かずの、無傷な、完全な）」という意味に忠実に訳しています。一方で、IUCN技術評価書では、「2. SUMMARY OF NATURAL VALUES（自然価値の概要）」で、「The coastal areas of the islands are for the most part highly modified, but relatively large tracts of subtropical rainforest remain in the mountains and hills. These forests are not pristine, having been historically heavily exploited, but following protection measures the forests have recovered rapidly and are in good condition.（島の沿岸部の大部分は高度に改変されているが、山地や丘陵地には比較的広範な亜熱帯多雨林が残っている。これらの森林は歴史的に大きく利用されてきたため原始的な状態ではないが、保護対策により急速に回復し、現在は良好な状態となっている）」と記述されていることから、決議文書では本地域の森林利用の歴史的背景を踏まえた上で、世界遺産としての「完全性」の評価に当たり、定型的に「intact」を用いたと考えられる。

#### 4. 全体目標

遺産地域と緩衝地帯及び周辺管理地域の保全・管理に当たって、本遺産地域の登録決議文書（WHC/21/44.COM/18）に記載された「クライテリア（x）生物多様性」の遺産価値を将来にわたつて維持、強化すること。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は、世界遺産の「クライテリア（x）生物多様性」において遺産価値を有する世界に類をみない世界自然遺産地域であり、その価値の一部は、本地域の亜熱帯多雨林がもつ高い再生力を背景に、地域住民の生活や産業の中で維持してきた。

このような地域を世界自然遺産として、その価値を将来世代に引き継ぐためには、管理機関だけではなく、地域住民や地元関係団体等との協働が不可欠である。このことを共通認識として奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域を地域社会の参加と協働により維持される世界自然遺産として、適切な保全・管理の実現を目指していく。

## 5. 管理の基本方針と管理目標

管理機関及び関係者は、上記の目標を達成するために、以下に示す管理の基本方針及び基本方針ごとの目標（以下、「管理目標」という）、この下位計画として別途作成するモニタリング計画、地域別の行動計画に基づき、積極的な連携・協力のもと保全・管理を行う。

### （1）希少種への人為的影響の防止

- 管理目標：遺産価値を表す希少種への人為影響が低減／過去の影響が改善されていること

#### 1) 希少種の違法捕獲・採取の防止

本遺産地域では、この地域にのみ分布する希少な固有種が多く、愛好家等による採取圧やペットトレード等の商業利用を目的とした乱獲が遺産地域の生態系に悪影響を与えており、中には法律等で捕獲・採取が規制されている種の違法捕獲・採取事例も確認されており、また、その実態を把握できていないことが課題としてあげられる。

上記の現状を踏まえ、本遺産地域における捕獲・採取圧による影響の低減化を図るため、以下の方策を実施する。

#### ＜管理の方策＞

- ・種の保存法や各自治体が定める条例に基づき、絶滅の恐れのある種の捕獲・採取等を規制するとともに、国立公園等の区域内における捕獲・採取行為を規制するなど、法令に基づく保護を進める。
- ・関係法令等で捕獲・採取等が禁止されている希少種に関する情報について、関係機関や民間企業と連携し、地域住民や来訪者等にも広く周知し、希少種保護に対する理解と協力を求める。
- ・地元関係機関及び地域住民、研究者と連携し、それぞれの種についての捕獲・採取圧の状況を把握する。
- ・希少種の違法捕獲・採取を防止するためのパトロールを、警察、地元関係機関、地域住民等との連携・協力のもと実施し監視体制の強化を図る。また、これらの機関に加え、港や空港等の物流の拠点となる管理組織や物流業者との連携強化を図り、実効性のある対策を検討・実施していく。
- ・違法採取や大量捕獲が懸念される種の生息地にアクセスできる林道等において、地域住民の同意が得られる場合は、有効性を検証の上、通行規制を行う。

#### 2) 希少種の交通事故等の防止

遺産地域の一部とその周辺では、アマミノクロウサギやケナガネズミ、ヤンバルクイナ、

イリオモテヤマネコ、カンムリワシなどの希少種等が、自動車に轢かれたと考えられる事例が確認されている。また、広義のロードキルとして、ヤンバルクイナの雛やイボイモリ、リュウキュウヤマガメ、ヤエヤマセマルハコガメ等の希少種やその他の小動物が、道路側溝へ転落し、自力で脱出できずに救護されたり、死亡したと考えられる個体が確認されている。ロードキルは、種の存続に悪影響を及ぼす可能性がある上、各種対策により 個体群の回復傾向にある一部の希少種のさらなる回復や分布の拡大を阻害する要因となる可能性がある。また、本資産に生息する一部の希少種等は自然分布範囲が極めて小さく、これらの種の存続の観点から、遺産地域だけでなく、緩衝地帯・周辺管理地域におけるロードキルの発生についても留意する必要があり、世界遺産登録に際しても、世界遺産委員会から「絶滅危惧種の交通事故死を減少させるための交通管理措置の有効性を緊急に見直し、必要な場合は強化すること（アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ヤンバルクイナを含むがこれらに限定しない）」との要請を受けた（参考5）。これを受け、特に優先的に対策の強化が必要と判断される区域等について、交通管理措置を強化、あるいはそのための検討を行うこと、4島における発生状況の把握や対策の効果検証を継続し、場所ごとに最適な対策を適用すること、関係機関が連携して、ロードキル低減の取組やロードキル発生のメカニズムの検証等に基づくより効果的な対策の開発を推進する旨回答した。ロードキルの要因は、主に、運転手、道路環境、生物に分散されるため、各要因に応じた対策を講じる必要があり、ロードキルによる固有種・希少種の殺傷数及び影響を低減するため、以下の方策を実施する。

#### ＜管理の方策＞

- ・固有種・希少種の交通事故等の発生状況の把握に努めるとともに、交通事故に関連する各情報等（交通速度、対象種の生息状況、道路への出現状況等）を収集し、事故発生メカニズムを検証する。
- ・ロードキルの発生状況や交通実態、道路構造に関する情報に基づき、対策の強化が必要な区域や取組内容の抽出を継続し、場所ごとに最適な対策を適用する。
- ・特に交通事故多発区間等の事故リスクの高い区間において、注意を呼びかけるための看板の設置や活動を実施する。
- ・民間事業者や地域住民等と連携した野生動物に配慮した運転を呼びかけるための普及啓発の取組を実施する。
- ・道路への侵入防止柵やアンダーパスの整備など、動物が道路への進入を防ぐための道路整備、減速帯やゼブラゾーンなど走行車両の速度を減少させるための道路整備を進め、これらの施設の維持管理を行う。
- ・種の生息地にアクセスできる林道等において、地域住民の同意を得られる場合は、有効性を検証の上、通行規制を実施する。
- ・視認性向上のための沿道の草刈り等を実施する。

- ・各種対策の効果検証を実施する。

## (2) 外来種による影響の排除・低減

- 管理目標：新たな侵略的外来種の侵入を防ぐとともに、既に侵入・定着している侵略的外来種による影響が低減又は過去の影響が改善されていること

### 1) 侵略的外来種の侵入状況の監視及び防除

侵略的外来種は、希少種をはじめとする在来種を捕食することで在来生態系等への直接的な脅威となる、あるいは、種間関係のバランスの崩壊、遺伝的搅乱、病原菌や寄生虫の侵入等を引き起こし、希少種をはじめとする在来種の生息・生育への間接的脅威となるおそれがある。なお、侵略的外来種については、国外を由来するものだけではなく、国内を由来とするものであっても、その自然分布域を越えて導入される生物種が含まれている。それら侵略的外来種に関しては、侵入状況の監視による早期発見及び侵入初期における防除が重要であり、以下の方策を実施する。

#### <管理の方策>

- ・計画対象区域への侵入経路となる懸念がある場所や定着するおそれのある場所には特に留意し、侵入状況の監視を行い、侵略的外来種の早期発見を図る。
- ・生態系被害防止外来種リスト等を基に、優先的に対策を実施すべき侵略的外来種の選定を行い、侵入が確認された場合の速やかな防除活動等が効果的に実施できる体制構築を進め、捕獲・排除を進める。
- ・地域住民、観光客、動植物の販売業者、各種事業者等関係者が、意図的又は非意図的に当該地域に侵略的外来種を導入することのないよう、外来種のリスクや予防措置についての周知を継続して実施し、各主体が連携して、侵略的外来種の非意図的導入を予防するための行動をとるよう促す。
- ・本遺産地域の遺産価値を表す遺存固有種、新固有種及び絶滅危惧種とその重要な生息・生育地への影響のリスク、防除技術の確立状況等を勘案しながら、必要性、緊急性の高い外来種防除事業等を、地域住民及び関係団体と連携しながら、管理機関が一体となって計画的に推進していく。

### 2) ペット動物や飼育栽培種等の適正飼養及び管理の推進

計画対象区域では、ネコやイヌによる希少種の捕食が確認されている。また希少種への感染等の影響が懸念されており、例えば西表島ではネコによるイリオモテヤマネコへのネコ免疫不全ウイルス（FIV）への感染等も懸念される。ネコ・イヌ以外のヤギなどの飼養動物や飼育栽培種等においても遺産価値を表す種やこれらの生息・生育地への影響を及ぼすリ

スクが存在する。

これらの種による影響を生じさせないためにも発生源対策と計画的な管理が重要であり、以下の方策を実施する。

＜管理の方策＞

- ・動物愛護管理法、狂犬病予防法、各条例等に定められた関連法令等の適切な運用を図る。
- ・地域住民及び一次産業従事者等の関連法令等に対する理解・意識向上及びリスク要因に対する普及啓発を進める。
- ・ネコやイヌ等のペット動物や飼育栽培種の適正な飼養・栽培を進め、発生源対策を十分に行う。

(3) 適切な観光管理による持続可能な観光の実現

- 管理目標：観光利用によって遺産価値を損ねることがないよう、地域の特性に応じた適切な観光管理が行われ、持続可能な観光が実現されていること

観光は来訪者の遺産価値への理解を深める機会となる一方、来訪者の増加や特定の箇所への利用集中によってオーバーユースとなり、歩道の周辺の裸地化をはじめとする自然環境の改変や、野生動物の人慣れ・餌付け等による生態系の搅乱等、遺産価値を損なう要因ともなる。

特に西表島においては、世界遺産登録に際し、IUCNから「特に西表島において、観光の収容能力とその影響に関する厳しい評価が実施され、改定観光管理計画に統合されるまでは、観光客の訪問レベルを現在のレベルに制限する、または現在のレベルより減少させること。」と要請を受けた（参考5）。その他の3地域においては、現時点では緊急的な対応を必要とする問題は確認されていないが、遺産地域内外の観光利用の実態を引き続き注意深く監視する必要がある。

計画対象区域においては、必要な場合は、地域ごとの収容力に応じて利用コントロール等の観光管理を行うことにより、環境への負荷を低減し、遺産価値の長期的維持を図る。あわせて、来訪者に質の高い自然体験を提供し、自然環境や地域社会への再投資をすることで、環境の保全と地域の社会・経済へ貢献する持続可能な観光<sup>4</sup>を戦略的に推進していく。

このためには、4地域毎に管理機関、観光事業者、地域関係者等の参画を得て、自然体験型観光やエコツーリズムの考え方を整理し、地域区分ごとの観光利用の方針を踏まえた利用ルール・制限の設定、利用のマナーの周知、ガイド認定・登録制度の創設・人材育成、より深い自然体験を提供するプログラムづくり、宿泊施設や情報発信の場と連携した適正利

<sup>4</sup> 世界観光機構（UNWTO）は持続可能な観光（サステナブルツーリズム）を「現在及び将来の経済、社会、環境面のインパクトを十分に考慮し、訪問者、産業界、環境及びホストコミュニティのニーズに対応する観光」と定義している。

用の促進等の取組を進めていく必要がある。

以上のことから、計画対象区域において、遺産地域、緩衝地帯、周辺管理地域の各地域区分ごとに観光利用を受入れる上で基本方針を設定し（図4）、適切な観光管理を行い、持続可能な観光を実現することとし、以下の方策を実施する。

#### <地域区分ごとの基本方針>

##### ① 世界自然遺産地域

遺産価値への影響を最小化するため、必要に応じて適正利用に向けたルールや制限を設定し来訪者の入込みを抑制・制限するなど、適切な利用コントロールを行いつつ、より深い自然体験を促進する。利用するための施設整備については、利用による環境負荷の低減や利用に必要な情報の提供等のための必要最小限の整備に留める。

##### ② 緩衝地帯

来訪者に地域固有の自然との出会いや生物多様性の豊かさに触れる機会を提供するため、一定量の自然体験型観光の受入れを可能にするとともに、同時に、遺産地域への来訪者の入込みを抑制・制御するコントロール機能を確保するなど、遺産地域への影響に配慮した利用を促進する。また、遺産地域及び緩衝地帯の利用者への利用のルールの周知、インタープリテーションなどを行うエコツーリズムの拠点の整備を進める。

##### ③ 周辺管理地域

観光に伴う地域への影響や収容力を勘案したうえで、多人数の周遊観光の受入を想定する。遺産地域の価値、区域、エコツーリズムへの参加、利用ルールなど、訪問者が遺産地域や緩衝地帯に関わる情報を入手できる施設等の整備・機能強化を進める。また、集落なども含まれることから、住民生活に配慮したうえで、集落散策、歴史文化体験、地域產品などを組み込んだ観光を推進し、文化の継承、地域社会の活性化と持続的な発展に貢献する。

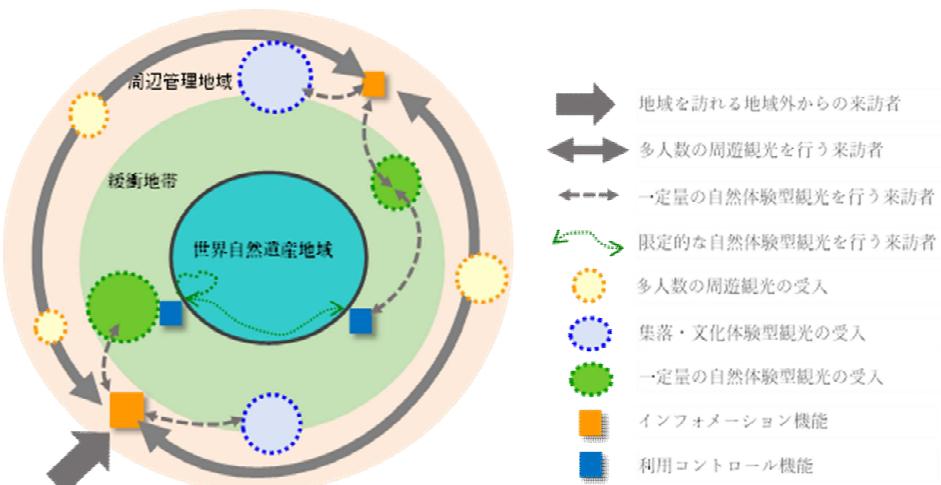


図4 地区域分ごとの観光利用の方針【概念図】

#### <管理の方策>

##### 1) 持続可能な観光の戦略的推進

- ・遺産地域を含む4地域のそれぞれにおいて、各地域の観光の実情を踏まえた観光管理の基本方針を示した観光管理計画等に基づき、地域住民等の理解を得て、管理機関、観光事業者、地域関係者等による連携・協力・役割分担のもと、持続可能な観光を推進する。
- ・西表島においては、「西表島観光管理計画」に基づき、観光客の訪問レベルを管理し、遺産地域内での法的拘束力を持った立入規制や、来訪客数の特定時期への集中を平準化する取組を進める。
- ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部においては、「奄美群島持続的観光マスタープラン」及び「沖縄島北部における持続的観光マスタープラン」に基づき、保護上重要な地域における利用ルールの運用など必要な取組を継続していく。

##### 2) フィールド毎の利用ルール・制限の設定

- ・保全すべき対象の特性、利用実態等を踏まえて保護上重要なフィールドを特定し、必要に応じてキャリング・キャパシティー（環境収容力）との関係を十分把握したうえで、人数制限、ガイド同伴義務、立入制限などフィールド毎の利用ルール・利用制限を設定し、適切な利用コントロールを図る。
- ・利用コントロール手法の導入においては、持続可能なシステムとするため、管理機関、観光事業者、地域関係者等の合意形成を図りつつ、しっかりとした協力・協働の体制を確立するとともに、エコツーリズム推進法や自然公園法等の法制度の活用、観光客から利用者負担（入域料・協力金等）を得て管理運営等にあてる仕組みづくり、利用実態や利用に伴う遺産価値への影響などについての簡易な民間参加型のモニタリング手法なども検討する。また、利用コントロールに対する理解と協力を得るために、管理機関は、観

光事業者や地域関係者等と連携して来訪者への普及啓発に積極的に取り組む。

### 3) 認定・登録ガイド等の人材育成

- ・ガイドが、コミュニケーションや安全管理等の技術向上、世界遺産として評価された自然環境の価値や自然の共生の中で育まれてきた地域の文化等に対する知識習得に努めることができるように、管理機関は、観光事業者と連携し、ガイド技術向上のための研修や効果的なプログラムづくりなどを支援していく。
- ・観光事業者は、様々な関係者や関係機関の協力により維持してきた自然環境の恩恵を受けてガイドツアーなどを行っていることから、モニタリングへの参加、日常的なフィールド管理、ルールの策定や遵守などに取り組み、遺産の価値の長期的維持と来訪者の責任ある訪問をサポートする役割を担う。

### 4) 観光管理施設等の整備運営

- ・緩衝地帯及び周辺管理地域では、地域区分ごとの観光利用の方針を踏まえ、遺産地域に関する情報発信や環境教育・エコツーリズムの場としての機能を有する世界遺産センター等の利用施設の整備や既存施設の機能の拡充を行う。これらの施設では、遺産地域の価値を知るための自然体験につながる情報提供、遺産地域の区域、法的な規制等、利用に供されているエリアの利用ルール・制限、利用マナー等周知のためのパネルの展示やチラシ等の配布等を行う。
- ・計画対象地域の利用分散を図るため、遺産地域と類似した亜熱帯照葉樹林の森などにおいて、自然環境を保全しつつ、多人数の訪問者の受け入れが可能な園地などを必要に応じて整備し、その利用を促し、計画対象区域全体として環境教育やエコツーリズムを効果的に実施する。

#### (4) 気候変動による影響または予兆の早期把握

- 管理目標：気候変動による影響・予兆としての植生や動物相の変化を早期に把握すること

本遺産地域に対する影響としては、温暖化、少雨、台風の増加や集中豪雨等の影響が予測されている。温暖化に伴う影響としては、例えば、本遺産地域を分布の南限とする生物種の生息・生育適地の減少や分布の北上、南方系の動植物の進出（外来種等）による新たな競争関係等が生じると考えられ、特に固有種や分布が限定されている種への影響が大きいことが予想される。気候変動に伴い、少雨と干ばつの発生頻度が高くなった場合、陸水域を生息場所とする固有な両生類、溪流帶に適応した固有な溪流植物等にとって、直接的に生息・生育を脅かす要因となりうると考えられる。本遺産地域が位置する中琉球及び南琉球は、世界的にも強い勢力の熱帯低気圧（台風）の常襲地帯の1つであり、毎年高頻度で台風の来襲に晒されている。本地域の

生物は常襲する台風や大雨に長い時間をかけて適応してきたと考えられるが、今後の気候変動にともない、強い台風や集中豪雨等の頻度が増すことにより、森林や溪流帯等の搅乱が大規模化する可能性があると予想される。これらのことから以下の方策を実施する。

#### ＜管理の方策＞

- ・モニタリング計画に基づき、気象庁の気象データとそれらを用いた解析・予測データ、衛星画像等による森林全体の面的変動データ、植生や動物相の変化に関するデータ、定点カメラによる景観写真データなどを収集し、遺産地域等における自然環境の変化を把握するための分析を行う。
- ・影響や予兆があると評価された場合には、関係機関や有識者等と適応策の検討につなげていく。

### （5）保護制度の適切な運用

- 管理目標：関係機関において、法令等に基づく保護制度が適切に運用されていること

計画対象区域の遺産価値は既存の法律や制度により保護が担保されている。本項目で対象とする保護制度とは、主に重要な生息・生育地の保全を主眼とした制度である、国立公園、森林生態系保護地域、鳥獣保護区、主に本遺産地域の遺産価値を表す希少種・固有種の保全を主眼とした制度である天然記念物及び希少野生動植物種等の保護に関する法令等がある。これらの保護制度の適切な運用に向けて、以下の方策を実施する。

#### ＜管理の方策＞

- ・本遺産地域の遺産価値を表す遺存固有種、新固有種及び絶滅危惧種とその重要な生息・生育地の将来にわたる存続を保証し、その遺産価値に影響を及ぼす可能性のある開発等の人為的影響から確実に保護するため、管理機関は国内法令等に基づく保護制度を適切に運用する。
- ・環境影響評価法や両県の環境影響評価条例の対象事業以外の比較的小規模な開発行為に関しても、世界自然遺産としての遺産価値への影響に対する適切な環境配慮を促す。

### （6）地域の暮らし・産業との両立

- 管理目標：緩衝地帯や周辺管理地域では、遺産地域の遺産価値を損なうことなく、持続可能な利用を行うことを前提に、世界遺産の保全管理と地域の暮らし・産業の振興との両立を図ること。

計画対象区域は、顕著な普遍的価値を表す固有種・希少種等が生息・生育する環境と住民生活や産業活動の場が非常に近接し、また一部は重複する場合もあることが特徴である。この地

域では自然資源を利活用した文化・産業が育まれており、その中で顕著な普遍的価値が維持されてきたことを踏まえ、関係者はこの顕著な普遍的価値及び自然と人との共生の歴史について正しく理解するとともに、今後も、自然と人との共生を通じて、優れた自然環境を維持し、後世に引き継ぐという共通認識を持つ必要がある。

また、地域区分別の自然資源の利用においては、緩衝地帯や周辺管理地域では、遺産地域の顕著な普遍的価値を損なうことなく、持続可能な利用を行うことを前提に、地域産業の振興との両立を図っていくことが重要である。

このような視点に基づき、顕著な普遍的価値の維持と地域の持続的な発展が両立する状態を目指すために以下の項目に応じた方策を実施する。

#### 1) 森林施業との調和

計画対象区域の森林は、古い時代から地域の生活や産業に利用され、必要とする木材を地域内外に送り続け、また、地域の伝統的な生活文化や習慣等を形成してきた歴史がある。

森林施業においては、従前より、森林法に基づく森林計画制度により、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いが進められてきたことに加え、奄美大島の皆伐においては、尾根・沢筋における保護樹帯の残存や林地への影響が少ない架線集材等の施業方法が行われ、沖縄島北部では琉球王府時代に導入された森林管理や利用に係る規定を整備した杣山制度から始まり、「やんばる型森林業の推進（施策方針）」などに基づき環境に配慮した森林施業が実施されるなど、持続的な資源管理が図られてきた。また、当該地域の生物種の中には、適度な人為的攪乱のもとで維持されてきた二次的環境を巧みに利用してきたものも存在する。その結果、計画対象区域では、人為的な影響を受けつつも、萌芽力の旺盛なスダジイを優占種とする森林の高い回復力を背景に、現在も生物多様性に富んだ優れた自然環境となり、希少種の生息・生育場所が維持されている。

なお、本項目については、遺産登録に際し、世界遺産委員会から「緩衝地帯での森林伐採について、個々の伐採区域の数と総面積の両方において、現在のレベル以下に制限する、または現在のレベルから減少させ、いかなる伐採も厳格に緩衝地帯内に限定すること。」と要請を受けた（参考5）。これを受け、緩衝地帯における森林伐採に関する対応を検討・整理し、自然環境へ配慮した取組を進めるとともに緩衝地帯での森林伐採が遺産価値に影響していないか調査を行っていく旨を回答した。

以上のような状況から、緩衝地帯や遺産地域に隣接する周辺管理地域における森林資源の利活用に当たっては、森林の回復力に留意しつつ、生物多様性に配慮した持続可能な森林施業を目指し、本遺産地域の価値の保全と資源利用の両立を図る必要があることから、以下の方策を実施する。

#### <管理の方策>

- ・自然公園法に基づく1伐区当たりの面積の制限などの許可基準、配慮事項の遵守を引き続き徹底する。
- ・緩衝地帯が資産とその保護を支える機能をもつ地域であることを踏まえ、緩衝地帯における年間伐採量は、森林が持つ生物多様性保全機能や木材生産機能を恒常に発揮するのに必要な現存量を市町村毎に算出し、これを維持した上で、成長量の範囲内とする。
- ・生物多様性保全機能と木材生産機能の両方に配慮した森林施業の基本的な方向性を示す自主規範である「奄美大島・徳之島における自然環境に配慮した森林施業方針」及び「やんばる型森林業の推進施策方針」に基づき、自然環境に配慮した森林施業を行う。
- ・自然公園法等の規制や地域毎に策定した森林施業方針を遵守し、かつ定期的に林業事業者と行政機関で情報交換・調整を行うなど、更に、自然環境へ配慮した取組を進める。また、緩衝地帯での森林伐採が遺産価値に影響していないか調査を行っていく。

#### 2) 遺産価値を表す種等と地域の暮らしとの調和

本遺産地域を含む4地域では、遺産価値を表す絶滅危惧種や固有種等の行動範囲と地域住民の暮らしが隣接もしくは重なっていることから生じている課題がある。例えば、アマミノクロウサギによるタンカン等への農業被害、ケナガネズミの住宅や商業施設への侵入と害獣用トラップ等による錯誤捕獲、イリオモテヤマネコによる家禽の捕食被害などがあげられる。これらの課題に対しては、対象種や各地域特性等を踏まえた対策の検討と実施が求められており、以下の方策を実施する。

#### <管理の方策>

- ・各種と地域の暮らしとの間に生じている問題の把握と予防策も踏まえた周知の実施。
- ・農業従事者や住民等への対策支援の実施。
- ・被害対策に向けた研究促進及び共存のあり方の検討。

#### 3) 河川再生

本遺産地域を含む4地域は、遺産価値を表す絶滅危惧種や固有種の生息・生育環境と住民生活や産業活動の場が近接し、その環境に暮らしが支えられてきた。特に、水資源は住民生活に不可欠な存在である。本地域の河川は急峻で河川延長が極めて短く、雨が比較的短時間で海に流出する特徴を持つ。また、平野部が少なく、河川沿いや河口域の平坦部に居住区域や農地が集中して存在する。そのため、水不足の発生が比較的多いのと同時に、平坦部では氾濫が頻発する。さらに、本地域は古い堆積岩が主体で脆弱な地質であることに加えて、台風の常襲地帯であり、山地では山崩れや土石流が発生し、下流域では河川が氾濫する。今後の気候変動に伴い、こうした現象が大規模化する可能性もある。このような環境の中で地域住民が限られた水資源を有効利用し、また氾濫等から生活を守ることは極めて重要であるこ

とから、遺産地域及び緩衝地帯の河川には、住民生活のための水源確保と災害から生命・財産を守るために利水・治水を含む多目的ダム、取水堰、治山ダム、砂防堰堤等の河川工作物が古くから設置され、必要不可欠なものであると認識されてきた。

なお、本項目については、世界遺産登録に際し、世界遺産委員会から「可能な場所では、強固な人工的インフラから、水流回復（replenishment）、植生回復（vegetation）、多様な生息地の形成をもたらすような、自然に基づく技術や再生アプローチの採用に移行するに、包括的な河川再生戦略を策定すること。」と要請を受けた（参考資料5）。これを受け、本資産における河川再生の基本的な考え方やプロセスを示した包括的な河川再生戦略を策定し、今後、当該戦略に沿って、河川工作物が本資産に与える影響把握調査と因果関係の分析・検証を開始する旨を回答した。

本地域では、上記の地域的背景を踏まえた上で、河川工作物による遺産価値への影響を把握し、遺産価値に影響する現存する河川工作物への対応を検討するため、以下の方策を実施する。

#### ＜管理の方策＞

河川再生戦略に基づき、河川工作物の影響調査による遺産価値への影響把握と、調査で明らかになった影響に対して住民生活（生命・財産）を確保した上で、可能な場所において対策を行い、効果検証モニタリングを実施しつつ河川再生に向けた取組を実施する。

### （7）地域社会の参加・協働による保全管理

- **管理目標**：特に遺産地域に隣接する箇所においては、地域住民、土地所有者、利用者等と連携・協力して自然環境の回復・復元、外来種の防除や希少種の保全などを行うことにより、本遺産地域の遺産価値の維持を支える生態系の連続性の確保を図り、緩衝機能の強化に取り組むこと。

#### 1) 地域社会との協働の推進

計画対象区域には、それぞれ自然と共生した独自の文化があり、自然の恵みを持続的に利用する知恵や技術により地域の自然が今まで維持してきた。こうした地域固有の文化が世界自然遺産の価値の保全にも寄与することを地域住民が理解し、世界自然遺産に対する興味や関心を高めることは、地域社会の参加と協働を促す上で極めて有効である。

また、計画対象区域では、これまで希少種の違法採取の防止や交通事故防止のためのパトロールの実施や、外来種の排除及びその影響の低減、利用圧の低減に向けた観光事業者による自主的ルールの設定など、地域住民、地元の関係団体・NPO、自然公園指導員、ボランティア等が管理機関と協働するかたちで、様々な保全活動に取り組んできた。今後も遺産価値を含む生態系の回復、生息・生育環境の復元・創出、環境への負荷の低減などに向けた取組を地域と協働して積極的に推進していくことが必要である。

以上のことから、地域社会の参画をより促進することで、計画対象区域における日常的な管理体制を強化していくため、以下の方策を実施する。

### ＜管理の方策＞

- ・地域関係者やボランティア等とも連携しつつ、行政と地域社会との協働のもと、各地域部会の枠組みの活用、環境教育の普及、地域参加型の保全活動プログラムの実施等により、地域と協働した保全活動の実施を進める。
- ・管理のための資金確保について、関係行政機関の予算のみならず、民間企業・団体や利用者等からの資金の活用を図るため、企業との連携促進や資金の受け皿となる体制の強化等を図る。
- ・世界自然遺産の価値の保全に対する意識向上と地域固有の文化に対する理解醸成をより効果的に進めるため、普及啓発の考え方や関係機関との役割分担及び協力体制を整理し、地域住民や訪問者などの対象に合った戦略的な普及啓発及び教育活動を実施する。

## 2) 北部訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力

沖縄島北部の世界遺産地域に隣接する米軍北部訓練場における自然環境に関しては、日米両政府が日米合同委員会の下に設置した環境分科委員会等の場を通して緊密な連携体制の下に適切な保全・管理が図られている（図5）。

沖縄駐留アメリカ海兵隊基地等の統括機関（キャンプ・バトラー：Marine Corps Base Camp Smedley D. Butler）は、その管轄内の基地等の効果的な運用のため、基地内に含まれる自然や文化資源の有効かつ効果的な維持・保全の主要な情報源及び指針として、「自然及び文化資源の統合的管理計画」（Integrated Natural Resources and Cultural Resources Management Plan : INRCRM）を策定しており、北部訓練場もこの計画に基づいて適切に管理されている。

特に、世界自然遺産の推薦に係る取組については、環境省は在日米軍に対して適宜情報提供を行ってきており、日米間で公式に作成した文書のとおり、世界遺産地域の遺産価値を維持するため、北部訓練場を含む沖縄島北部一帯において侵略的外来種の防除など必要な事業を推進することにより、世界遺産地域の保全へ特段の配慮をすることが重要であるとの認識を日米両政府で共有している。日米両政府は、在来種、特に絶滅危惧種の保護に資するマングースやノネコの捕獲等の必要な保全事業について、環境分科委員会等の場を通じて今後も共同で継続的に取り組むこととしている。

これまでの具体的取組としては例えば、環境省と沖縄県が2004年から20年以上にわたり北部訓練場内において訓練場外と同レベルのマングース防除事業を実施しており、また北部訓練場内的一部地域では、在沖海兵隊の事業としてのマングース防除も実施された。これらの協力については「自然及び文化資源の統合的管理計画」の中でも記述されているものである。

従来の保全管理結果に関連する情報としては、北部訓練場を含む沖縄島北部一帯で、ヤンバルクイナをはじめとした希少種の分布が回復傾向にあることに加えて、2016年に米軍北部訓

練場の一部が返還された後、2016年及び2017年に北部訓練場返還地において自然環境調査等を実施した結果、大径木が多く、樹齢の高い森林を有し、ヤンバルテナガコガネやケナガネズミなどの固有種・希少種が安定的に生息・生育する良好な自然環境が保たれていることが確認されている。

2021年7月の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産登録を踏まえ、日米間で協議を行い、日本政府と在日米軍が協力して沖縄島北部における自然環境の保全に貢献していく「世界遺産登録された沖縄島北部における自然環境保全における二国間協力」が2023年7月26日に共同声明として発表された。この共同声明では、沖縄島北部において、両政府は環境補足協定に基づき、環境分科委員会を通じて、下記のとおり、自然環境の保全に貢献すべく、遺産価値が将来の世代にわたり適切に維持される理念の下、引き続き協力することとしている。

- 両政府は、北部訓練場を含む沖縄島北部一帯において、希少種のモニタリング及び外来種の管理を含む、生物多様性に係る必要な措置を講じる。
- 両政府は、北部訓練場における自然及び文化資源管理計画の維持において協力する。
- 両政府は、地域社会と現地在日米軍とのパートナーシップを促進する。

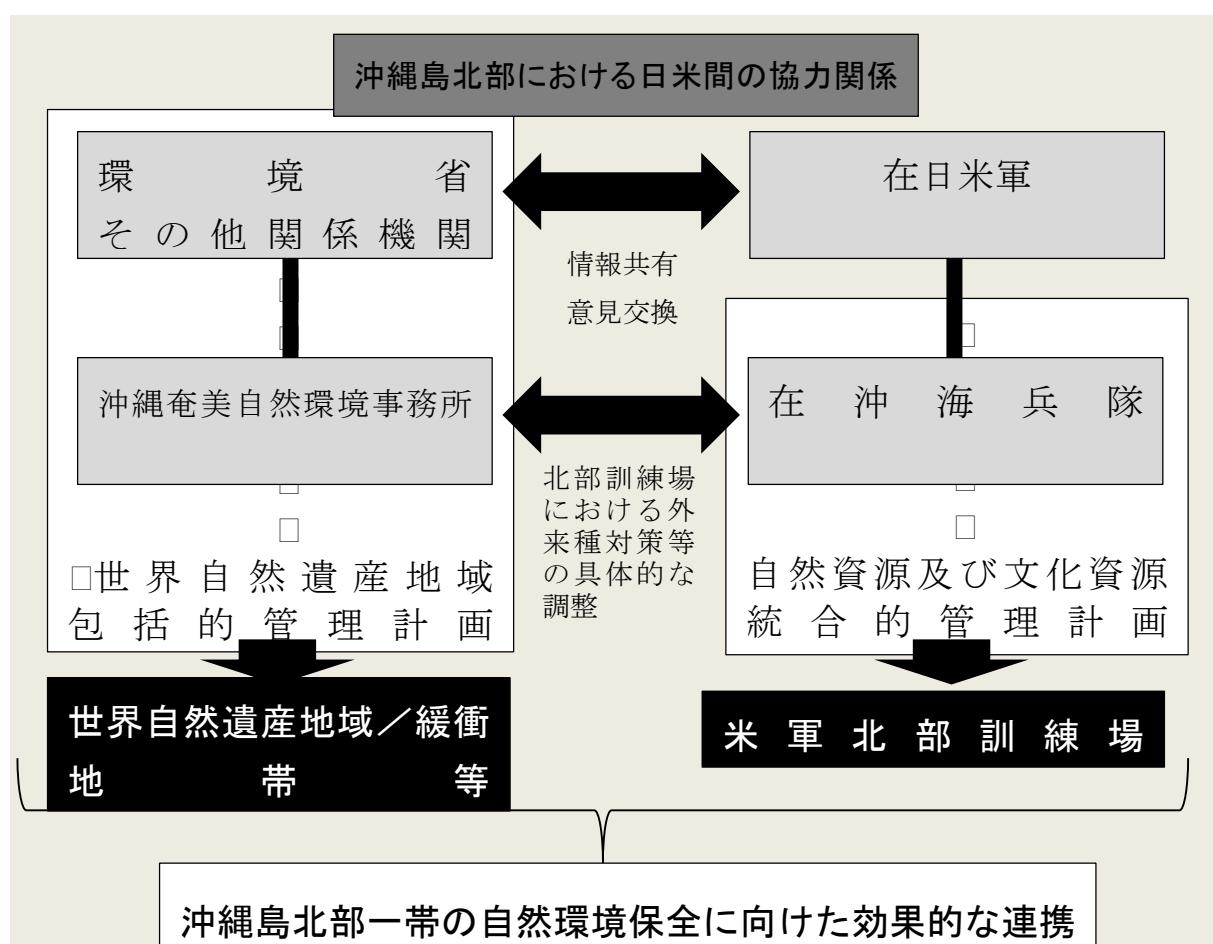


図5 沖縄島北部における日米間の協力関係

## 6. 適切なモニタリングと情報の活用

### (1) 遺産地域の顕著な普遍的価値のモニタリング

本管理計画の「全体目標」（前章4. 参照）として遺産価値を将来にわたり維持、強化していくためには、「管理の基本方針と管理目標」（前章5. 参照）に基づいた保護管理の成果である遺産価値と遺産価値に対する影響要因について、状態と変化傾向をそれぞれ把握することが重要である。

そのため、「モニタリング計画」（別添1参照）に基づいて、遺産価値を構成する固有種・絶滅危惧種の生息・生育状況及び生息・生育環境、違法採取や交通事故、外来種や観光利用等の人為的な影響要因、気候変動などの間接的影響要因を指標及び調査項目としたモニタリングを実施する。モニタリング計画に基づく遺産価値の保全状況の評価は、科学委員会等からの科学的知見に基づく助言等を踏まえて行い、本管理計画や地域別の行動計画の見直し、その後の対策等に反映させることで、計画対象区域を科学的知見に基づき順応的に管理していく。

### (2) 保全・管理に係る各種事業の実施状況の確認

本計画の管理方針に基づき管理機関が実施する各種事業等については、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の4つの地域ごとに、管理機関、その他の地元関係行政機関、関係団体、NPO等で構成される「地域部会」を設置し、地域社会の参加と合意のもと地域別行動計画を策定する（別紙2-1～2-4）。地域別行動計画については、各地域部会において、毎年、進捗・取組状況の確認を行う。地域別行動計画の成果の評価は、モニタリング計画に基づく遺産価値の状態・傾向（全体目標の島別達成状況）及び影響要因の状態・傾向（管理目標の島別達成状況）評価が相当する。この評価結果については、科学委員会からの助言を踏まえ地域連絡会議で確定させる。評価に応じて対策の強化等を検討し、各地域の行動計画に反映させる。

「地域部会」での検討経緯や計画内容に関する情報は広く公開するとともに、地域住民及びその他の利害関係者に対して計画の目的、内容、具体的取組に対する理解と協力が得られるよう、情報共有や説明の機会を確保する。

### (3) 研究調査・長期モニタリング

計画対象区域の順応的な保全・管理の実施に当たっては、各生物の生態解明のための基礎的研究や森林の推移把握のための長期的モニタリング等は不可欠であり、研究者、管理機関等が連携しながら調査・研究を推進する。2020年には、環境省沖縄奄美自然環境事務所、鹿児島県、国立大学法人鹿児島大学及び国立研究開発法人国立環境研究所生物・生態系環境研究センターの4者で、2021年には、環境省沖縄奄美自然環境事務所、林野庁九州森林管理局沖

縄森林管理署、沖縄県、国立大学法人琉球大学、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所九州支所の7者と、計画対象区域における長期的な調査研究を促進し、自然環境・文化等に関する科学的・専門的知見を蓄積していくことによりモニタリングや科学的な管理の基盤を整備し、世界自然遺産における保全管理に貢献するとともに、これらの知見やフィールドを活用し、保全管理の担い手としての若い世代や地域の人材の育成を図っていくことを目的に連携協定を締結した。また、長期的なモニタリング調査に相当するものとしては、モニタリングサイト1000（環境省）や森林生態系多様性基礎調査（林野庁）、気象庁による気象観測等がある。これらの既存の各種調査の成果も「モニタリング計画」で設定した指標のデータとして積極的に活用していく。

#### （4）緊急的な調査

本遺産地域の保全管理上緊急を要する事案が生じた場合には、研究者、管理機関等が連携しながら可能な限り速やかに緊急的な現況調査及び経過観察を実施する。当該事案の内容に応じて、既存の個別検討会（例：外来種対策検討会等）や、必要に応じて臨時に科学委員会を招集してその調査結果を評価し、必要な対応を検討する。

## 7. 管理の実施体制

本遺産地域の管理体制を図6に示した。

### 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域包括的管理計画

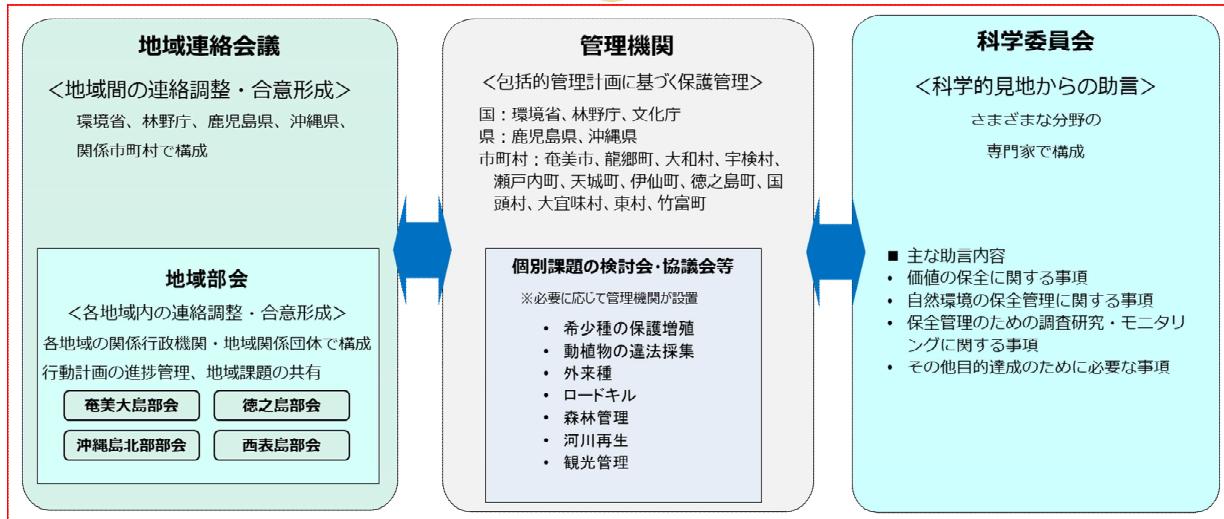


図6 管理の実施体制

### (1) 関係者の連携のための体制

計画対象区域の適正な保全・管理が遂行されるよう、管理機関の密接な連携・協力のもと、一体となった取組を進める必要がある。このため、管理機関の連絡調整の場として「地域連絡会議」を設置する（図6左上）。「地域連絡会議」では、計画対象区域全体に係る包括的管理計画の策定・見直しにかかる合意形成、連絡調整、取組状況の確認等を行う。

さらに、計画対象区域は4つの地域に分かれており、それぞれの地域ごとに地域社会の意見を踏まえて、連携・協力して保全・管理を行う必要がある。このために、管理機関、関係団体、NPO等が参加する連絡調整の場として、「地域連絡会議」の下に4つの地域ごとに「地域部会」を設置する（図6左下）。「地域部会」では、地域別の行動計画の策定・見直しにかかる合意形成、連絡調整、進捗管理、取組状況の点検・評価等により、各計画対象区域の適正な保全・管理を進め、必要に応じて地域連絡会議に対し、報告・調整を行う。地域別の行動計画の進捗管理、取組状況の点検・評価等に際しては、遺産価値の保全に資する検討の場（保護増殖検討会や外来生物検討会等）での検討状況や施策についても広く把握するとともに、順応的な遺産管理を実現できるよう協議の場を適宜整理する。管理機関は地域連絡会議で行われた議論内容についても適宜地域部会に情報共有する。

※「地域連絡会議」構成行政機関一覧については「参考資料2」として、「奄美大島部会」、「徳之島部会」、「沖縄島北部部会」及び「西表島部会」の各構成機関・団体一覧について

は「参考資料3」として巻末に添付する。

## (2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制

計画対象区域においては、6. のモニタリング結果及び評価に加え、2013年度に設置した専門家からなる「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会（現：奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域科学委員会）」上で（図6右）からの助言を得ながら、順応的な保全・管理を進めることとする。なお、本計画及び地域別の行動計画策定・見直し等、地域単位で詳細な検討が必要な場合は、関係する分野の科学委員を地域部会に適宜招集する。

また、外来生物対策事業、国内希少野生動植物種の保護増殖事業等、個別に検討会が設置されている課題については該当する各検討会の下で（図6中央下）、世界遺産委員会からの要請事項については各タスクフォース等<sup>5</sup>の下で（図6中央下）、それぞれ適切に検討と対策を進めるとともに、本計画及び地域別の行動計画に関する必要な情報の共有など、地域連絡会議や各地域部会と密接な連携を図っていく。

## (3) 個別管理機関の役割

本計画の策定主体である管理機関の個々の役割は以下に示すとおりである。

なお、世界自然遺産への登録後にはさらなる保全・管理の強化に向け、必要な事業経費・人材については、可能な限り継続的に確保していくとともに、連携・協力・役割分担をより一層進めていく。また、必要に応じて、新たな資金・人材調達の仕組みや制度の導入に向けた検討を進めることとする。

### 1) 環境省沖縄奄美自然環境事務所

図6に示した管理の実施体制のうち、「地域連絡会議」、「科学委員会」、「河川再生タスクフォース」の事務局運営においては、事務局長及び対外的な連絡窓口を担う。

計画対象区域には、沖縄奄美自然環境事務所の下部組織である奄美群島国立公園管理事務所、徳之島管理官事務所、やんばる自然保護官事務所、西表自然保護官事務所が配置されており、国立公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区の管理及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく管理に当たっては、各地域の森林官、県、市町村、その他の関係行政機

<sup>5</sup> 本遺産地域に対する世界遺産委員会からの4つの要請事項（河川再生、緩衝地帯の森林管理、特に西表島の観光管理、ロードキル対策、）については、2022年12月に保全状況報告書を提出するため、それぞれタスクフォースを設置して検討した。保全状況報告書提出後は、河川再生及び緩衝地帯の森林管理はタスクフォースを継続的に設置している。西表島の観光管理はタスクフォースを廃止し、西表島部会と西表島エコツーリズム推進協議会が共同で設置した「西表島モニタリング評価委員会」に検討の場を移行した。ロードキル対策は野生生物や道路利用の状況等に応じて島ごとに対策を検討する必要があるため、タスクフォースを廃止して各地域における連絡会議等に検討の場を移行した。

関、NPO、民間団体と日常的な連絡調整及び合意形成を行っている。

また、そのほか、本計画及び地域別の行動計画に掲げた事項のうち、希少種の保護・増殖、外来種による影響の排除・低減、国立公園の保護と利用に関わる事項などについては、個別の課題ごとに、関係行政機関・関係団体や、有識者から構成された検討会などが設置されており、戦略の検討、情報共有、連携等が図られている。

## 2) 林野庁九州森林管理局

鹿児島森林管理署（名瀬森林事務所、徳之島森林事務所）、沖縄森林管理署（高江森林事務所、安波森林事務所、大原森林事務所、租納森林事務所）、西表森林生態系保全センターにおいて、国有林野の管理を行う。

また、そのほか、本計画及び地域別の行動計画に基づき国有林野内で実施される事項に関しては、他の管理機関と連携・協力し取り組む。

## 3) 鹿児島県

図6に示した管理の実施体制のうち、「奄美大島部会」、「徳之島部会」、「森林管理タスクフォース」の事務局運営の事務局運営においては、事務局長及び対外的な連絡窓口を担う。

鹿児島県環境林務部自然保護課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物保護・外来生物等対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

## 4) 沖縄県

図6に示した管理の実施体制のうち、「沖縄島北部部会」、「西表島部会」、「西表島モニタリング評価委員会」の事務局運営においては、事務局長及び対外的な連絡窓口を担う。

沖縄県環境部自然保護課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

## 5) 奄美大島5市町村（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）

奄美市では世界自然遺産課、大和村では企画観光課、宇検村では企画観光課、瀬戸内町では水産観光課世界自然遺産せとうち町対策室、龍郷町では生活環境課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

なお、奄美大島、徳之島を含む奄美群島の全島においては、地方自治法第1条の3により規定された特別地方公共団体である奄美群島広域事務組合が1市9町2村の複合的事務組合として、奄美群島の振興のための整備や各種事業の推進を担っており、世界自然遺産の管理にも関係するエコツーリズムの推進や観光振興に係る各種事業を行う。

#### 6) 徳之島3町（徳之島町、天城町、伊仙町）

徳之島町ではおもてなし観光課、天城町では企画財政課、伊仙町ではきゅらまち観光課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

#### 7) 沖縄島北部3村（国頭村、大宜味村、東村）

国頭村では環境保全課、大宜味村では企画観光課、東村では企画観光課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

#### 8) 西表島1町（竹富町）

竹富町では自然観光課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

### （4）情報発信と普及啓発

効果的な情報発信と普及啓発のため、その対象に応じて、情報共有、普及啓発の手段等を検討し、考え方や役割分担について整理する必要がある。

本計画やモニタリング結果等も含め本遺産地域に関する様々な情報を多言語の公式ホームページ（2018年8月開設）を通じ国内外に対して広く発信する。

また、計画対象区域を訪れる来訪者に対する情報提供と教育・解説プログラム提供のための手段としては、ガイドによる説明、既存の関連施設や新たに整備された世界遺産センター等の活用を積極的に進める（表1）。

さらに、地域住民に対しては、世界遺産に関するシンポジウムや説明会、意見交換会が多数開催されるなど、普及啓発活動が推進されており、今後も継続的に実施し、地域社会に対する

情報提供と普及啓発、コミュニケーションの確保を図る。

表1 主要な既存の関連施設

計画対象区域	施設名称	整備主体	地域区分
奄美大島	奄美大島世界遺産センター	環境省	周辺管理地域
	奄美野生生物保護センター	環境省	周辺管理地域
	奄美パーク	鹿児島県	周辺管理地域
	奄美自然観察の森	龍郷町	周辺管理地域
	奄美博物館	奄美市	周辺管理地域
	黒潮の森マングローブパーク	奄美市	緩衝地帯
	フォレストポリス	大和村	遺産地域・緩衝地帯
	大和村立アマミノクロウサギミュージアム QuruGuru	大和村	周辺管理地域
	瀬戸内郷土館	瀬戸内町	周辺管理地域
徳之島	徳之島世界遺産センター	環境省	周辺管理地域
	天城町歴史文化・産業科学資料センター「ユイの館」	天城町	周辺管理地域
	アマミノクロウサギ観察小屋	天城町	緩衝地帯
	徳之島町郷土資料館	徳之島町	周辺管理地域
	伊仙町立歴史民俗資料館	伊仙町	周辺管理地域
沖縄島北部	やんばる世界遺産センター（旧やんばる野生生物保護センター）	環境省	周辺管理地域
	やんばる3村観光連携拠点施設	国頭村	周辺管理地域
	国頭村環境教育センターやんばる学びの森	国頭村	緩衝地帯
	ヤンバルクイナ生態展示学習施設	国頭村	周辺管理地域
	比地大滝	国頭村	緩衝地帯・周辺管理地域
	国頭村森林公園	国頭村	周辺管理地域
	ぶながや館	沖縄総合事務局	周辺管理地域
	やんばるの森ビジターセンター	大宜味村	周辺管理地域
	東村立山と水の生活博物館	東村	周辺管理地域
	東村ふれあいヒルギ公園	東村	周辺管理地域
西表島	西表野生生物保護センター	環境省	緩衝地帯

公式ホームページ：「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界自然遺産」

<http://kyushu.env.go.jp/naha/amami-okinawa/index.html>

## 8. 過去の改定経緯

2016年12月27日 策定

2018年12月21日 改定

2025年〇月〇日 改定